

東京都エコ農産物認証要領

制定 平成 25 年 4 月 1 日 25 産労農安第 2 号
一部改正 平成 26 年 3 月 31 日 25 産労農安第 1173 号
一部改正 平成 27 年 3 月 31 日 26 産労農安第 1191 号
一部改正 平成 28 年 3 月 31 日 27 産労農安第 1277 号
一部改正 平成 28 年 6 月 24 日 28 産労農安第 336 号

第1 目 的

この要領は、東京都エコ農産物認証要綱（以下「要綱」という。）による東京都エコ農産物の認証に関する事務について必要な事項を定めるものとする。

第2 認証基準

認証基準については、次のとおりとする。

- (1) 土づくり、化学合成農薬と化学肥料の使用を削減させる効果の高い技術については、別表 1 に定めるとおりとする。
- (2) 要綱第 3 の (2) の要件による都の慣行使用基準については、別表 2 に定めるとおりとする。
- (3) 認証の対象とする農産物、化学合成農薬の使用回数及び化学肥料の使用量を定めた都の慣行使用基準は、必要に応じて適宜見直しを行う。
- (4) 認証対象とする栽培形態と認証区分については、別表 3 に定めるとおりとする。

第3 使用回数に加えない農薬

- 1 「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律施行令第十条第一号の農林水産大臣が定める化学的に合成された農薬、肥料及び土壌改良資材」（平成 12 年 7 月 14 日農林水産省告示第 1005 号）の一に掲げられた化学合成農薬並びに生物農薬及び天然物由来の農薬（別表 4）は、東京都エコ農産物の認証要件の化学合成農薬の使用回数に加えない。
- 2 購入した苗で入手以前に使用された化学合成農薬は、使用回数に加えるが、購入した種子に使用されていた化学合成農薬の使用回数は加えないものとする。

第4 認証の申請期間

- 1 認証申請の受付は、年 1 回行うものとし、原則として 9 月 1 日から 9 月 30 日までを受付期間とする。
- 2 要綱第 4 の規定による認証の申請は、別記様式第 1 号により行う。
- 3 生産者が 2 名以上の団体に申請する場合は、代表申請者及び団体申請管理者を定め、別記様式第 2 号の団体申請届出書とともに申請する。

第5 認証委員会の開催と通知

- 1 認証委員会は、別に定める東京都エコ農産物認証委員会設置要領により、原則として年1回開催する。
- 2 要綱第5の規定による認証の通知は、別記様式第3号により行う。
- 3 知事は、認証した内容について公表する。

第6 認証の審査

- 1 知事は、認証の申請を受理した生産者のほ場を、別に定める安全確認者とともに調査する。
- 2 知事は、認証申請の内容について1により調査を行うとともに、要綱第5の規定に基づき、東京都エコ農産物認証委員会（以下「認証委員会」という。）に対して認証の適否について審査を依頼する。認証委員会は、認証の適否について審査し、その結果を知事に報告する。

第7 認証期間

- 1 認証期間は、認証申請を行った翌年の1月1日から起算して5年間とする。
- 2 認証期間内に生産を開始した認証農産物が認証期間を過ぎてもほ場に存在する場合、認証期間内に販売する農産物のみを対象とする。

第8 認証マークの調査

知事は、東京都エコ農産物の認証を受けた農産物の生産者（以下「認証生産者」という。）が生産する東京都エコ農産物の認証を受けた農産物（以下「認証農産物」という。）について、認証マークの管理及び使用の状況等について調査することができる。

第9 認証の変更申請

- 1 要綱第8の変更申請書が必要な場合とは、次のとおりとする。
 - (1) 農産物又は生産ほ場の追加
 - (2) 認証区分の変更
 - (3) その他、認証の審査を必要とする変更
- 2 変更届出書が必要な場合とは、次のとおりとする。
 - (1) 同一経営体内の認証生産者の変更
 - (2) 認証農産物又は生産ほ場の栽培中止
 - (3) 都が公表の対象とする情報の内容に係る変更
 - (4) その他、軽微な変更
- 3 変更申請の書式
変更申請書及び変更届出書は、別記様式第4号により行う。

4 変更に伴う認証期間の扱い

変更申請書及び変更届出書の認証期間は、変更前の認証期間を超えないものとする。

第10 実績報告

- 1 要綱第9の規定による実績報告については、認証生産者は知事へ、認証を受けた期間について、認証農産物の栽培報告及び認証マークの使用状況を別記様式5号により、毎年3月末日までに提出することとする。
- 2 団体申請の場合は、団体申請管理者がとりまとめた上で、別記様式第6号により、知事に実績を報告する。

第11 認証農産物の調査

- 1 知事は、認証農産物の生産、出荷及び販売の状況並びに農薬の残留状況を調査し、認証農産物が適正に栽培管理されたことを確認する。
- 2 認証生産者は、残留農薬調査を行う検体について、別に定める様式により生産履歴を知事に報告しなければならない。
- 3 残留農薬調査に供する検体の採取、収集及び搬送は、安全確認者が行う。

第12 認証の取り消し等

- 1 知事は、認証農産物について、認証基準に適合しないと認める事由が発生したことを確認したときは、東京都エコ農産物の認証を取り消し、出荷及び販売する農産物への表示及び認証マークの使用中止を命ずる。
- 2 知事は、認証生産者が不正に認証マーク等を使用したときは、東京都エコ農産物の認証を取り消し、その翌年から起算して5年間、当該生産者及び同一経営体の構成員に対して認証を行わないものとする。
- 3 知事は、第12の2の事由により認証を取り消した時は、当該認証生産者の氏名を公表する。

第13 生産履歴の記帳及び提供

認証生産者は、生産の履歴について記録し、消費者等から照会があった場合や知事が提出を求めた場合は、その生産履歴情報を提供しなければならない。

第14 農業者への支援

区部及び多摩地域にあつては農業振興事務所、島しょ地域にあつては支庁及び島しょ農林水産総合センターが、東京都エコ農産物の認証を受けようとする生産者及び認証生産者に対し、必要な助言及び指導を行う。

第15 その他

この要領に定めるもののほか、東京都エコ農産物の認証に必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成26年4月1日から施行する。

この改正は、平成27年4月1日から施行する。

この改正は、平成28年4月1日から施行する。

この改正は、平成28年6月24日から施行する。

東京都エコ農産物における土づくり、化学合成農薬と化学肥料の使用を削減させる効果の高い技術

東京都エコ農産物認証要綱第3の(1)の要件による技術は、下記のとおりとする。申請者は、土づくりの技術から一つ以上、化学合成農薬削減の技術から一つ以上、化学肥料削減の技術から一つ以上を用いて、認証を受ける農産物を栽培しなければならない。

1 土づくりの技術

- (1) たい肥等有機質資材施用技術
- (2) 緑肥作物利用技術
- (3) その他、東京都農林総合研究センター等で開発された技術

2 化学合成農薬削減の技術

- (1) 温湯種子消毒技術
- (2) 機械除草技術
- (3) 除草用動物利用技術
- (4) 生物農薬利用技術
- (5) 対抗植物利用技術
- (6) 抵抗性品種栽培・台木利用技術
- (7) 土壌還元消毒技術
- (8) 熱利用土壌消毒技術
- (9) 光利用技術
- (10) 被覆栽培技術
- (11) フェロモン剤利用技術
- (12) マルチ栽培技術
- (13) その他、東京都農林総合研究センター等で開発された技術

3 化学肥料削減の技術

- (1) 局所施肥技術
- (2) 肥効調節型肥料施用技術
- (3) 有機質肥料施用技術
- (4) その他、東京都農林総合研究センター等で開発された技術

東京都内における化学合成農薬・化学肥料慣行使用基準

平成28年4月現在

種類	農産物名	作型	化学合成農薬 (延べ使用成分回数)	化学肥料 (窒素成分kg/10a)	備考
作物	水稻	普通	7	5	
野	アイスプラント	春～冬まき	4	12	
	アシタバ	普通	3	40	
	アスパラガス	半促成長期どり	8	15	
	イチゴ	促成（施設）	31	30	
	ウド	促成・普通軟化 (根株養成含む)	6	16	
	エダマメ	早熟・普通	5	10	
	オクラ	普通	5	20	
	カボチャ	普通	2	15	
	カリフラワー	夏まき	12	20	
	キャベツ	春まき夏どり	15	25	
		夏まき秋冬どり	15	25	
		秋まき初夏どり	15	25	
	キュウリ	半促成（施設）	20	25	
		早熟・普通	18	25	
		抑制（施設）	18	20	
	コカブ	冬まき・春まき	6	15	
		夏まき・秋まき	10	15	
	ゴボウ	普通	5	12	
	コマツナ	春～秋まき（露地）	6	15	
		春～秋まき（施設）	6	7	
		冬まき（露地）	4	15	
		冬まき（施設）	4	7	
	サツマイモ	普通	10	3	
	サトイモ	普通	4	20	*1
	サヤインゲン	普通	10	10	
		抑制（施設）	5	10	
サヤエンドウ	秋まき	3	10		
	秋まき 島しよ	18	24		
シシトウ	普通	7	18		
ジャガイモ	春作	4	15		
	秋作	5	20		
シュンギク	秋まき	3	14		
ショウガ	半促成・普通	10	15		
スイートコーン	早熟・普通	4	18		
ズッキーニ	早熟・普通	8	13		

菜

別表2

種類	農産物名	作型	化学合成農薬 (延べ使用成分回数)	化学肥料 (窒素成分kg/10a)	備考
野	ダイコン	春まき	8	15	
		夏まき・秋まき	8	20	
		冬まき	8	15	
	タマネギ	秋まき	5	17	
	チンゲンサイ	春まき・夏まき	4	9	
		秋まき・冬まき	4	13	
	トマト	促成（施設）	36	30	*2
		半促成（施設）	17	30	*2
		早熟・普通	17	25	*2
		抑制（施設）	17	15	*2
		小笠原（施設）	11	40	*2 小笠原諸島に限る
	ナス	早熟	39	40	
	ナバナ類	秋まき	3	22	
	ニガウリ	普通	3	11	
	ニンジン	春まき	8	20	
		夏まき	8	20	
	ネギ	春まき	8	20	
		秋まき	9	20	
	ハクサイ	秋まき	11	16	
	葉ショウガ	半促成・普通	10	15	
葉ダイコン	春まき	3	14		
	秋まき	2	14		
ピーマン	早熟	13	20		
非結球レタス	春まき	5	16		
	夏まき	6	10		
	秋まき・冬まき	5	13		
ブロッコリー	春まき	10	25		
	夏まき	10	25		
ホウレンソウ	春～初秋まき	7	14		
	秋まき・冬まき	4	15		
ミズナ	春～秋まき	5	14		
	冬まき	4	8		
ミニトマト	促成（施設）	36	30	*2	
	半促成（施設）	17	30	*2	
	早熟・普通	17	25	*2	
	抑制（施設）	17	15	*2	
	小笠原（施設）	11	40	*2 小笠原諸島に限る	
菜	ダイコン	春まき	8	15	
		夏まき・秋まき	8	20	
	タマネギ	秋まき	5	17	
		春まき・夏まき	4	9	
	チンゲンサイ	秋まき・冬まき	4	13	
		促成（施設）	36	30	*2
	トマト	半促成（施設）	17	30	*2
		早熟・普通	17	25	*2
		抑制（施設）	17	15	*2
		小笠原（施設）	11	40	*2 小笠原諸島に限る
		ナス	早熟	39	40
	ナバナ類	秋まき	3	22	
	ニガウリ	普通	3	11	
	ニンジン	春まき	8	20	
		夏まき	8	20	
	ネギ	春まき	8	20	
		秋まき	9	20	
	ハクサイ	秋まき	11	16	
	葉ショウガ	半促成・普通	10	15	
	葉ダイコン	春まき	3	14	
秋まき		2	14		
ピーマン	早熟	13	20		
非結球レタス	春まき	5	16		
	夏まき	6	10		
	秋まき・冬まき	5	13		
ブロッコリー	春まき	10	25		
	夏まき	10	25		
ホウレンソウ	春～初秋まき	7	14		
	秋まき・冬まき	4	15		
ミズナ	春～秋まき	5	14		
	冬まき	4	8		
ミニトマト	促成（施設）	36	30	*2	
	半促成（施設）	17	30	*2	
	早熟・普通	17	25	*2	
	抑制（施設）	17	15	*2	
	小笠原（施設）	11	40	*2 小笠原諸島に限る	

別表2

種類	農産物名	作型	化学合成農薬 (延べ使用成分回数)	化学肥料 (窒素成分kg/10a)	備考
野菜	モミジガサ	普通	0	0	*3
	モロヘイヤ	早熟・普通	2	14	
	ラッカセイ	普通	0	5	*4
	ラッキョウ	普通(1年掘り)	3	20	
	レタス	春まき・夏まき・秋まき 冬まき	8 2	12 20	
果樹	イチジク		10	16	
	ウメ		8	18	
	温州ミカン		13	25	
	カキ		10	14	
	キウイフルーツ		11	16	
	クリ		4	5	
	ナシ		36	30	
	ブドウ		21	8	
	ブルーベリー		4	10	
	パッションフルーツ	施設	5	20	
	リンゴ		35	12	
芸作物 工作	食用つばき(種子)		1	2	
	茶		12	45	

(注) 化学合成農薬の使用回数は、有効成分の延べ回数、化学肥料は窒素成分(kg/10a)。

*1：サトイモには、エビイモ、タケノコイモ、ヤツガシラを含む。

*2：トマト、ミニトマトに使用するトマトトーンは、直接花房及び花へそれぞれ1回処理するものであるため、回数は他の農薬とは違い、生育期全体を通じて1回としてカウントすることとする。

*3：モミジガサの認証対象は栽培したものに限る。また、化学合成農薬及び化学肥料が栽培期間中不使用のものについてのみ認証する。

*4：ラッカセイは、化学合成農薬が栽培期間中不使用のものについてのみ認証する。

認証対象とする栽培形態と認証区分

1 認証対象とする栽培形態

		化学合成農薬の削減割合		
		25%以上	50%以上	100% (不使用)
化学肥料の削減割合	25%以上	(認証区分①)		
	50%以上		(認証区分②)	
	100% (不使用)			(認証区分③)

2 認証区分

(1) 認証区分①：東京エコ25（化学合成農薬・化学肥料25%以上削減）

- ・ 化学合成農薬・化学肥料の使用量を都の慣行使用基準より25%以上削減
- ・ 化学合成農薬の使用量を都の慣行使用基準より25%以上削減、化学肥料の使用量を都の慣行使用基準より50%以上削減
- ・ 化学合成農薬の使用量を都の慣行使用基準より25%以上削減、化学肥料不使用
- ・ 化学合成農薬の使用量を都の慣行使用基準より50%以上削減、化学肥料の使用量を都の慣行使用基準より25%以上削減
- ・ 化学合成農薬不使用、化学肥料の使用量を都の慣行使用基準より25%以上削減

(2) 認証区分②：**東京エコ 50**（化学合成農薬・化学肥料 50%以上削減）

- ・ 化学合成農薬・化学肥料の使用量を都の慣行使用基準より 50%以上削減
- ・ 化学合成農薬不使用、化学肥料の使用量を都の慣行使用基準より 50%以上削減
- ・ 化学合成農薬の使用量を都の慣行使用基準より 50%以上削減、化学肥料不使用

(3) 認証区分③：**東京エコ 100**（化学合成農薬・化学肥料不使用）

- ・ 化学合成農薬不使用、化学肥料不使用

東京都エコ農産物認証制度で使用回数に加えない農薬一覧

1 有機農産物JAS規格で使用できる化学合成農薬

農薬名	主な商品名	備考
硫黄くん煙剤、硫黄粉剤、水和硫黄剤	サルファグレン、硫黄粒剤、硫黄粉剤50、硫黄粉剤80、クムラス、サルファーズル、イオウフロアブル、コロナフロアブル	
硫黄・銅水和剤	園芸ボルドー、イデクリーン水和剤	
還元澱粉糖化物液剤	エコピタ液剤、あめんこ、あめんこ100、ベニカマイルド液剤、ベニカマイルドスプレー	
性フェロモン剤	フェロデインSL、ヨトウコン-H、シンクイコン、スカシバコン、コナガコン、コナガコンプラス、ヨトウコン-S、コンフューザー-N、コンフューザー-V、コンフューザー-AA、ハマキコン-N、ラブストップヒメシシ、ナシヒメシシ など	
天敵等生物農薬・銅水和剤	グリーンカッパ	
石灰硫黄合剤	石灰硫黄合剤	
炭酸水素カリウム水溶剤	カリグリーン	
炭酸水素ナトリウム水溶剤	ハーモイト水溶剤	
炭酸水素ナトリウム水溶剤・銅水和剤	ジーファイン水和剤	
銅水和剤、銅粉剤	Zボルドー、コサイドボルドー、コサイドDF、ドイツボルドー-A、撒粉ボルドー、撒粉ボルドー粉剤DL、ベニドール粉剤DL、Zボルドー粉剤DL、コサイド3000 他	
二酸化炭素くん蒸剤	炭酸ガス	保管施設での使用に限る
硫酸銅	硫酸銅、粉状丹礬	ボルドー液調整用に使用する場合に限る
生石灰	生石灰	
磷酸第二鉄剤	フェラモール、スラゴ、ナメクジキラールフェース、ナメトール、ナメクジ退	ナメクジ・カタツムリ防除剤
メタルデヒド粒剤	ナメック、ナメキール、マイマイペレット、ナメリン、ナメキット、ナメクリン他	ナメクジ・カタツムリ防除剤 捕虫器に使用する場合に限る
ワックス水和剤	農薬としての販売なし	
展着剤 [※]	アビオン-E、ステッケル	パラフィンを有効成分とするものに限る
重曹		特定農薬
エチレン		次亜塩素酸水(塩酸又は塩化カリウム水溶液を電気分解して得られるものに限る)
次亜塩素酸水		
食酢		

2 有機農産物JAS規格で使用できる生物農薬、天然物由来の農薬

農薬名	主な商品名	備考
除虫菊乳剤	除虫菊乳剤3、ハイベニコスプレー	
なたね油乳剤	ハッパ乳剤	
マシン油剤	ホルン、マシンアゾール、スピンドロン乳剤、トモノールS、機械油乳剤95、ハーベストオイル 他	
テンパン水和剤	粘着くん水和剤	粘着くん液剤、テンネンムシトール、でんぶんスプレーは削減対象
脂肪酸グリセリド乳剤	サンクリスタル乳剤、アーリーセーフ、ガードンアシストパームスプレー	ヤシ油由来
シイタケ菌糸体抽出物液剤	レンテミン液剤	
クローラ抽出物液剤	グリーンエージ	
生薬抽出物液剤	アルムグリーン	
細菌抽出物	ミルベノック乳剤、コロマイト乳剤、コロマイト水和剤、ダニホーイ、スピノエースフロアブル、スピノエース顆粒水和剤、スピノエース箱粒剤、ホリオキシAL水和剤、ホリオキシAL乳剤、ホリオキシAL水溶剤、フランカットスプレー、ハリダシン粉剤DL、ハリダシン液剤5	
細菌抽出物・銅水和剤	カスミンボルドー、カッパース水和剤	
ケイソウ土粉剤	コクゾール	
微生物製剤	エコマスターBT、エスマルクDF、チュンアップ顆粒水和剤、サブリナフロアブル、テルフィン顆粒水和剤、センターリ顆粒水和剤、トアロー水和剤CT、パシレックス水和剤、フローバックDF、バイオリサ・カミキリ、ハーケック、マイコタル、プリファード水和剤、ホタニガードES、バイオセーフ、バイオトピア、パストリア水和剤、ハマキ天敵、エコホーフ、ハクテロース、バイオキーパー水和剤、エコメイト、ホトキラー水和剤、インプレッション水和剤、タスマート、ハスモン天敵、ミタンWG、フィールドキーパー水和剤、ゴツツA	
天敵	地域の天敵	特定農薬
天敵製剤	スパイテックス、チリトフ、カブリダニPP、クケミス、メイトフ、スパイカルEX、アフィール、コレトフ、アブラバチAC、コレバリ、サバクトフ、エルカド、スパイカルプラス、ミヤコトフ、ツヤコバチEF30、アリガタ、ヒメコバチDI、ミドリヒメ、スワルスキー、スワルスキープラス等	

※パラフィンを有効成分とするもの以外の展着剤について

パラフィンを有効成分とするもの以外の展着剤は、有機農産物JAS規格で使用できる農薬(展着剤は農薬取締法において農薬として登録される)ではないが、「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」においては削減対象農薬の使用回数に含めない。よって、東京都エコ農産物認証制度においても、パラフィンを有効成分とするもの以外の展着剤の使用については、化学合成農薬の使用回数に加えない。

東京都エコ農産物認証申請書

(新規 ・ 更新)

平成 年 月 日

東京都知事 殿

氏名

印

住所

共同申請者氏名 (同一経営体内の申請の場合記入)

連絡先電話番号

認証番号 (更新の場合に記入)

団体名 (団体申請しない場合は記入不要)

東京都エコ農産物認証要綱第4の規定に基づき、次のとおり申請します。

認証期間 平成 年1月1日から平成 年12月31日まで

生産ほ場（申請する農産物を栽培するほ場の所在地）

ほ場 番号	ほ場の所在地	面積 (a)	うち施設 面積 (a)
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			

添付資料

- ・ 生産ほ場の場所がわかる地図

東京都エコ農産物認証申請書(記入例)

【化学合成農薬削減技術】

- | | |
|--------------|------------------|
| ① 温湯種子消毒技術 | ② 機械除草技術 |
| ③ 除草用動物利用技術 | ④ 生物農薬利用技術 |
| ⑤ 対抗植物利用技術 | ⑥ 抵抗性品種栽培・台木利用技術 |
| ⑦ 土壌還元消毒技術 | ⑧ 熱利用土壌消毒技術 |
| ⑨ 光利用技術 | ⑩ 被覆栽培技術 |
| ⑪ フェロモン剤利用技術 | ⑫ マルチ栽培技術 |
| ⑬ その他 | |

【化学肥料削減技術】

- ① 局所施肥
 ② 肥効調節型肥料施肥
 ③ 有機質肥料施肥
 ④ その他
 試験研究機関等で開発された技術

【土づくりの技術】

- ① 堆肥施用
 ② 緑肥作物利用
 ③ その他 試験研究機関等で開発された技術

*1 農産物名	*1 認証区分	*1 作型 露地 / 施設	*1 作付面積 (a)	*1 栽培期間	土づくりの技術		化学合成農薬削減の技術			化学肥料削減の技術		目標収量 (kg/10a)	
					*2 番号	*2 使用量 (kg/10a)	*2 番号	*2 使用回数 (回)	*1 慣行使用基準 使用回数 (回)	*2 番号	*2 施肥量 窒素成分 (kg/10a)		*1 慣行使用基準 窒素成分 (kg/10a)
ハウレンソウ	① 25	春～初秋まき 露地 / 施設	5	4月 ～ 5月	①	1,000	⑩	4	7	③	10	14	1,000
	② 50	土づくりの技術 具体的内容		牛ふん堆肥の施用									
	③ 100	化学合成農薬削減の技術 具体的内容		施設開口部に防虫ネットを展張し、害虫の侵入を防止									
	③ 100	化学肥料削減の技術 具体的内容		有機質肥料(ナタネ油粕)を施用									
キャベツ	① 25	秋まき初夏どり 露地 / 施設	5	11月 ～ 6月	①	1,000	④	12	25	①	7	15	4,000
	② 50	土づくりの技術 具体的内容		鶏ふん堆肥の施用									
	③ 100	化学合成農薬削減の技術 具体的内容		④BT剤をローテーション散布に組み込む ⑩フェロモン剤により交尾阻害を図る									
	③ 100	化学肥料削減の技術 具体的内容		条施肥を行なう									

導入した技術を
具体的に記入する

都の慣行使用基準は、
別表2を参照

該当する認証
区分に○

作型は別表2を参照
露地/施設のいずれかに○

【認証対象農産物】

アシタバ、アスパラガス、イチゴ、ウド、エダマメ、オクラ、カボチャ、カリフラワー、キャベツ、キュウリ、コカブ、コマツナ、サツマイモ、サトイモ、サヤインゲン、シシトウ、ジャガイモ、シュンギク、スイートコーン、ダイコン、タマネギ、トマト、ナス、ナバナ類、ニンジン、ネギ、ハクサイ、ハダイコン、ピーマン、非結球レタス、ブロッコリー、ハウレンソウ、ミズナ、ミニトマト、モミジガサ、ラッカセイ、ラッキョウ、レタス、カキ、キウイフルーツ、食用ツバキ(種子)、ナシ、ブドウ、茶

(注) 1 上記の農産物でも、作型や栽培方法によっては認証の対象にならない場合があります。
 2 認証対象農産物は順次拡大する予定です。

東京都エコ農産物認証申請における団体申請届出書

【(注) 団体申請しない場合は不要】

平成 年 月 日

東京都知事 殿

団体の名称及び代表申請者氏名

印

団体の事務所の所在地

団体申請管理者の所属・氏名

印

団体の電話番号

東京都エコ農産物認証要領第4の3の規定に基づき、次のとおり団体申請します。

番号	氏名	住所	電話番号
1			
2			
3			
4			
5			

別記様式第2号

番号	氏名	住所	電話番号
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			
21			
22			
23			
24			
25			

注：団体申請者すべての様式第1号を添付する

番 号
年 月 日



東京都エコ農産物認証取得証

殿

平成 年 月 日付けで申請のあったこのことについて、東京都エコ農産物認証要綱第3の規程に定める要件に適合すると認め、同要綱第5の規定に基づき下記のとおり認証し、認証期間における認証農産物への「東京都エコ農産物認証マーク」の使用を許可します。

記

1 認証農産物及び生産ほ場

2 認証期間 平成 年1月1日から平成 年12月31日まで

東京都知事 (氏 名)

東京都知事 殿

住所

(団体にあっては、事務所の所在地)

氏名

印

(団体にあっては、名称及び代表申請者名)

東京都エコ農産物認証に係る変更について
(変更申請書 ・ 変更届出書)

東京都エコ農産物認証要綱第 8 の規定に基づき、下記のとおり変更を申請します。

記

1 変更の理由

2 変更の内容

(1) 変更前

(2) 変更後

3 添付書類 (変更申請のみ)

変更申請の場合、東京都エコ農産物認証申請書 (別記様式第 1 号) 及び団体申請届出書 (別記様式第 2 号) に変更内容を記入して添付する。

平成 年分 東京都エコ農産物認証実績報告書

平成 年 月 日

東京都知事 殿

氏名

印

住所

共同申請者氏名（同一経営体内の申請の場合記入）

連絡先電話番号

認証番号

東京都エコ農産物認証要綱第9の規定に基づき、次のとおり栽培実績を報告します。

(別紙) 東京都エコ農産物栽培実績

氏名 _____

注：認証農産物ごとに記入する

農産物名	認証区分 削減割合	作付面積 (a)		東京都エコ 農産物の出 荷量(kg)	うちマークを 付した農産物 の出荷量(kg)	備 考
		計画	実績			
計						

(別紙) 東京都エコ農産物栽培実績 (記入例)

氏名 _____

農産物名	認証区分 削減割合	作付面積 (a)		東京都エコ 農産物の出 荷量(kg)	うちマークを 付した農産物 の出荷量(kg)	備 考
		計画	実績			
(例) トマト	(例) 区分：1 25%以上	(例) 10a	(例) 10a	(例) 3,000 g	(例) 3,000 kg	
キュウリ	区分：1 25%以上	20a	10a	4,000kg	3,000 kg	作付け計画の変 更のため面積が 減少した
コマツナ	区分：1 25%以上	20a	20a	2,000kg	0 kg	マーク不使用
キャベツ	区分：2 50%以上	20a	0a	0 kg	0 kg	害虫発生が多く 化学合成農薬散 布回数が超過し て一般出荷した
ジャガイモ	区分：3 不使用	30a	0a	0 kg	0 kg	疫病発生のため 出荷取り止め
計		100 a	40 a	9,000kg	6,000kg	

注：認証農産物ごとに記入する

東京都エコ農産物認証 団体申請実績報告書

【(注) 個人申請の場合は不要】

平成 年 月 日

東京都知事 殿

団体の名称及び代表申請者氏名

印

団体の事務所の所在地

団体申請管理者の所属・氏名

印

団体の電話番号

東京都エコ農産物認証要綱第9の規定に基づき、次の団体申請者の実績を報告します。

認証番号	氏名	住所	電話番号

